令和６年９月９日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い制定・改正する関係告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和６年７月25日（木）から８月29日（木）までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い制定・改正する関係告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※23 の個人・団体から合計 53 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※以下単に「法」とあるのは「建築基準法」を、「令」とあるのは「建築基準法施行令」を、「施行規則」とあるのは「建築基準法施行規則」を指しています。

※以下「改正後」とあるのは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行（令和 7 年 4 月 1 日）後の規定を指しています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
（1）建築物に後付けする場合に建築確認等の手続を不要とするエレベーターについて（建築基準法施行令第 146 条第 1 項第 1 号に基づく告示（新設）関係）		
1.	本告示案において法第 87 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の建築確認等の手続を不要とするエレベーターは、 ①　籠が住戸内のみを昇降するエレベーター（併用住宅や共同住宅における住戸内のみを昇降するものを含む。） ②　改正後の法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物（階数が 3 以上であるもの、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの及び高さが 16m を超えるものを除く。）に設けるエレベーター	ご認識の通りです。

	のいずれかに該当するものという認識で良いか。 ②には木造以外の建築物である旧3号建築物（現行の法第6条第1項第3号に掲げる建築物）に設けるものも含まれるという認識で良いか。	
2.	本告示案における「人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーター」について、エレベーターの性能（例：定格速度など）や具体的な使用頻度によって、概要に示された対象からさらに限定をかける規定は設けていないという認識で良いか。	ご認識の通りです。 本告示案においては、概要にお示ししたとおり、エレベーターが設置される場所や建築物の規模に着目して、利用者数が限定されると考えられるものを対象として規定しています。
3.	本告示案で掲げる建築確認等の手続を不要とするエレベーターについては、法第87条の4の規定において準用する法第7条又は第7条の2の完了検査は不要となるが、法第12条第3項等の規定に基づく定期報告は必要となる場合があるという認識で良いか。 また、定期報告が必要な場合、その書類の作成方法等について変更はないと考えてよいか。	ご認識の通りです。 法第87条の4の規定において準用する建築確認等の手続を不要とする対象については、令第146条第1項第1号及び本告示案で規定するところ、エレベーターの定期報告の対象については、令第16条第3項及び平成28年国土交通省告示第240号で規定しています。 本告示案に掲げるエレベーターのうち、「籠が住戸内のみを昇降するもの」については定期報告を要しませんが、法第6条第1項第2号に掲げる一定の建築物に設置されるものは、本告示の施行後も引き続き定期報告の対象となります。 また、定期報告の書類の作成方法等についても変更はございません。
4.	本告示案に掲げるエレベーターに関しては、法第12条第5項に基づき特定行政庁等が求める建築設備に関する調査の状況等についての報告も不要になるという認識で良いか。	本告示案に掲げる法第87条の4の規定において準用する建築確認等の手続が不要になるエレベーターについても、法第12条第5項に基づく建築設備に関する調査の状況等に関して、特定行政庁等が必要と認めた時には報告を求める場合があります。
5.	エレベーターを設置する建築物が法第6条第1項に基づく建築確認を要する場合であっても、本告示案に掲げる「籠が住戸内のみを昇降	本告示案は、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものに係る確認申請の負担を軽減するため、法第6条第1項の

	する」エレベーター等を設置する場合であれば、当該エレベーターに係る確認申請が不要になるという認識で良いか。 その場合、建築物の確認申請を要する場合におけるエレベーターに関する図書の添付が不要になるという認識で良いか。	規定による建築確認等を要する場合を除き、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物にエレベーターを設ける場合の、法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続について不要とする対象を規定するものです。 法第6条第1項の規定による建築確認を要する場合は従前のとおり、エレベーターについても建築確認等の手続が必要となります。 法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にエレベーターに係る部分が含まれる場合、施行規則第1条の3第4項に規定するエレベーターに関する図書及び書類の添付が必要となります。 個別具体の計画の取扱いについては、特定行政庁にご確認ください。
6.	概要に記載のある「エレベーター」には、「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）」に定める特殊なエレベーター（段差解消機等）を含むという認識でよいか。	ご認識の通りです。
7.	本告示の制定により、建築確認等の手続が不要なエレベーターの対象が拡大することになるが、建築物を新築する際に、本告示案に該当するエレベーターを設置する場合においては、エレベーターが完成していないと建築物の完了検査済証が交付されないとする認識で良いか。	法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にエレベーターに係る部分が含まれるが、エレベーターが完成していない場合は、建築物の完了検査済証を交付することはできません。 個別具体の計画の取扱いについては、特定行政庁にご確認ください。
8.	２．概要（１）の２に記載されている「法第６条第１項第２号」は、改正後（令和７年４月１日施行後）の条項であるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
9.	施行日（令和７年４月１日）以降に本告示案に掲げるエレベーターの工事に着手する場合において、法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続について不要という認識で良いか。	ご認識の通りです。
10.	小荷物専用昇降機やエスカレーターについては従来通り、法第87条	エスカレーターについてはご認識の通りです。

	の 4 において準用する法第 6 条第 1 項に基づく建築確認等の手続が必要という認識でよいか。	小荷物専用昇降機についても基本的にはご認識の通りですが、令第 146 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、小荷物専用昇降機のうち「昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないもの」については、平成 28 年国土交通省告示第 239 号にその詳細を規定しているところ、引き続き法第 87 条の 4 における準用の対象外となります。
11.	「建築確認が不要だが定期報告の対象となるエレベーター」を特定行政庁が把握することが困難となるため、建築計画概要書に、「建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する昇降機の有無」のチェック欄を設ける等の措置を講じてはどうか。	本告示案に掲げるエレベーターについては法第 87 条の 4 に基づき準用される建築確認等の手続を要せず、建築計画概要書の提出を行わないものであることから、ご提案いただいた措置については実務上導入が困難であると考えます。
12.	小荷物専用昇降機のうちフロアタイプについては、本告示案に掲げるエレベーターとは異なり、引き続き法第 87 条の 4 に基づき、建築確認等の手続に関する規定が準用されるという認識で良いか。	ご認識の通りです。
13.	既存建築物にエレベーター棟を増築する場合、本告示案において規定する床面積や高さの条件は、増築後の合計床面積・最大高さを対象としているのか。	床面積や高さについては、増築後の規模によります。 なお、一部の場合を除き、建築物の増築に伴いエレベーターを設置する場合は、法第 6 条第 1 項の規定による建築確認等を要する場合に該当し、建築確認等の手続が必要となります。
14.	本告示案における安全上支障がないエレベーターに係る建築確認等の手続きを不要とする改正について、安全性確保等の観点から、対象を従前どおり旧 4 号建築物（法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物）に限定することや、建築確認等の手続きを不要としても届出を必要とする改正が望ましい。	本告示の制定は、国土交通省において把握しているエレベーター事故の状況等に基づき、エレベーターのうち利用者数が限定されると考えられる、住戸内居住者のみが利用するものや小規模の建築物に設置されるもので、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものについて、確認申請の負担の軽減を図るため、建築確認等

	今回の告示の制定がどのような考え方に基づく改正なのか明らかにすべき。	の手続の一部を対象外とする措置を講じるものです
（2）木造と鉄筋コンクリート造の構造とを併用する建築物等の剛性率規定の合理化（平成 19 年告示第 1274 号の一部改正）		
15.	「上層階の応力が過大とならないこと」の考え方はどのようなものか。	改正後の平成 19 年国土交通省告示第 1274 号第 7 号ロ(6)に以下のとおり規定します。 「上層部分のうち最も低い位置に存する階について、昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 3 の規定により計算した αi の数値が 0.25 以上であること。」